

平成 26 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ス
 代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 司
 (J A S D A Q ・ コード 6634)
 問 合 せ 先
 役 職 ・ 氏 名 代表取締役副社長兼経営企画部部长 石原 直樹
 電 話 03-5766-9870

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年1月22日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行について決議致しましたので、お知らせいたします。なお、本決議内容については、親会社である株式会社フィスコとの取引となるため、フィスコ・グループと兼務を行っている取締役1名を除いて決議を行いました。

記

1. 募集の概要

(1) 転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 払込期日	平成 26 年 2 月 7 日
(2) 新株予約権の総数	4 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	1 個につき 100,000,000 円 各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	643,0000 株
(5) 資金調達の額	400,000,000 円
(6) 行使価額 (又は転換価額)	622 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当 株式会社フィスコ
(8) 利率及び償還期日	年率 1.0% 平成 29 年 2 月 6 日
(9) 償還価額	各本社債の額面100円につき金100円
(10) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

(2) 募集の目的及び理由

当社は、平成 25 年 12 月 11 日開催の取締役会において、株式会社 S J I（以下「分割会社」といいます。）が営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部（以下「西日本グループ」といいます。）におけるシステム開発事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を当社のシステム開発事業子会社である株式会社ネクス・ソリューションズ（以下「承継会社」といいます。）が承継する会社分割（吸収分割）（以下

「本吸収分割」といいます。)を行うことを決議し、同日付で分割会社と承継会社との間で吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)を締結いたしました。当社の中核となるデバイス事業がターゲットとする情報通信市場において、M2M分野は急速な市場拡大が見込まれております。

当社は、これまでもM2M端末製品を成長ドライバーの1つと掲げており、様々な無線通信規格に対応し、顧客毎の多種多様のニーズに応える組み込み技術等、長年培ってきた通信技術資産を活かして更なるM2M分野へのドメイン拡大を目指し、その具体的なモデルケースの一つとして農業ICT事業をスタートさせるなど注力を行って参りました。一方で、分割会社はシステム開発事業を中心とする「情報サービス事業」を主力事業としており、2012年にM&AによりSinoCom Software Group Limitedをグループに加え中国で3000名の開発体制を確立しオフショア開発の体制強化を行っております。本件事業については、オフショア開発ではなく、国内での開発を行っており、その高い開発力から国内の大手の製造業者・流通業者向けにインターネットを利用した購買調達システム、金融機関向けにインターネットバンキング等の金融戦略支援システム、情報サービス業者向けに各種業務パッケージソフト、通信業者向けにネットワーク監視システム、システムダウンが許されない大規模かつ高速性が要求される情報処理システム等の開発実績や、地場に密着した営業を行い各地の有力企業との取引実績があり、着実に売上と利益を計上しております。この度、本件事業を承継会社が吸収分割により承継することにより、当社のハードウェアの開発技術や組み込みのノウハウと分割会社の高いシステム開発力との高い相乗効果を期待することができ、デバイス製品だけの提供に留まらず、専用システムも併せたユーザビリティの高いパッケージ製品(例えば重要な基幹システムの開発に併せて、システムが導入されているハードウェア側の故障等の遠隔監視を当社通信機器により行うことにより、より信頼性の高い製品を提供する等)の提供、また当社製品開発時に必要となる様々なソフト開発やシステム開発の外注の内製化を実現することができます。さらには、当社ではリーチできなかった、各地の有力企業に対する営業インフラを構築することができ、遠隔監視用製品や車載用製品等のM2M製品の更なる販売に寄与することが期待されます。承継会社は、本吸収分割の対価として、分割会社に対し、金480百万円及び承継会社の株式2,400株(1株あたり50,000円)を交付いたします。また、今後の承継会社の事業成長に引き続き協力をしてもらおう観点から、現金に加え今後見込まれる収益を勘案して、分割会社との間で協議のうえ、諸条件を決定いたしました。

上記対価の支払は平成26年1月末日を予定しております。当社は平成25年11月末時点で約900百万円の資金がありましたが、一部は平成25年10月31日付適時開示情報「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」に記載のM2Mモジュール製品の開発費用(300百万円)として使用する為の資金であり、また12月から1月にかけて弊社デバイス製品の仕入れの為に800百万円超の支払を行う予定が有る事から、同期間の買掛金の回収を加味しても、手元運転資金が大幅に減少するため、親会社の株式会社フィスコに対して資金援助を依頼いたしました。株式会社フィスコは、当社の今後の事業展開を鑑みたくえ、当社の依頼に対して第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の引受という方法で、資金援助を応諾していただきました。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	400,000,000円
② 発行諸費用の概算額	5,000,000円
③ 差引手取概算額	395,000,000円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用、第三者評価機関による証券価値算定費用、印刷会社費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的使途

新株式発行による資金調達の具体的な使途については、以下のとおりであります。

使途	具体的な使途	金額	支出予定時期
株式会社ネクス・ソリューションズと株式会社SJIの吸収分割契約による対価の支払※		395百万円	平成26年2月

発行諸費用		5 百万円	
合計		400 百万円	

※ 1月末の代金決済時は、一時的に運転資金にて支払いました。

3. 調達手段に関する合理性に関する考え方

吸収分割の対価に係る資金調達手段として、吸収分割決議前より、自己資金に加え、金融機関からの借入れ等を検討し、吸収分割決議の前後を通じ、株式会社フィスコ及び金融機関に対し間接金融による融資等を打診してまいりましたが、株式会社フィスコは転換社債型新株予約権付社債での資金提供なら応じると回答し、金融機関は、平成 24 年 11 月期（4ヶ月の変則決算）は経常黒字を達成したものの、1年間通期での実績ではないことから、長期間の借入及び、纏まった金額の資金調達は応じられないとの回答でした。また、本吸収分割の対価に係る回収期間は2～3年にわたる長期投資に該当するため、グループ間における1～2ヶ月を返済期限とする短期間のつなぎ融資として実施しているブリッジファイナンスを実施しても、その先の資金調達に窮するだけで解決策にならないことから、取り得る選択肢にはなりません。さらに公募増資は調達に一層時間を要すること、株式会社フィスコ以外への転換社債型新株予約権付社債の発行については海外の投資家に打診したものの、株式会社フィスコを下回る金利条件でしか了解を得られませんでした。また、第三者割当増資による新株式の発行の場合には、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面で、1株当たり利益の希薄化が同時に発生し、転換社債型新株予約権付社債や新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。これに対し、新株予約権に限定した資金調達では、当社の喫緊の資金需要に対応できないこと、さらに金融機関からの調達ができなかったことから、株式会社フィスコからの転換社債型新株予約権付社債による資金調達方法を採用するのが最善の施策であると判断いたしました。なお、本新株予約権付社債による資金調達は、株式希薄化が一気に進む懸念が緩和されると同時に、転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、当社の債務が減少するメリットがあることも、採用の材料となりました。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達の根本的理由となる上記本分割契約について、西日本グループは安定した売上と営業利益を出していることから前述した本吸収分割契約の実施により、当社のハードウェアの開発技術や組み込みのノウハウと分割会社の高いシステム開発力との高い相乗効果を期待することができ、ハードとソフトを併せたユーザビリティの高いパッケージ製品の提供、また製品開発時に必要となる様々なソフト開発やシステム開発の内製化、当社ではリーチできなかった、各地の有力企業に対する営業インフラの構築等のシナジーが期待されます。

当社と致しましては、本新株予約権付社債による調達資金は、実質的に本吸収分割契約の実施に伴う資金に充当されることから、当該資金調達の使途に関して合理性があるものと判断致しました。

（ご参考）西日本グループの経営成績

	平成25年3月期 西日本グループ実績
売上高	2,259百万円
売上総利益	395百万円
営業利益	346百万円

*当該営業利益は本社費等の管理費を含まない部門利益です。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の本社債の発行価額は、社債 100 円につき 100 円、転換価額は、割当予定先である株式会社フィスコとの間での協議を経て、今回の第三者割当に係る当社の取締役会決議日の直近取引日（平成 26 年 1 月 21 日）の東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値である 690 円から 9.86% ディスカウントした 622 円と致しました。

転換価額にかかる当該直近取引日までの1か月間の終値平均650円に対する乖離率は△4.34%、同様に当該直近取引日までの3か月間の終値平均723円に対する乖離率は△13.93%、さらに当該直近取引日までの6か月間の終値平均669円に対する乖離率は△7.05%となっております。

転換価額のディスカウント率を9.86%としたのは、本新株予約権付社債の本社債の金利が年率1.0%と、当社が銀行借入にて同額を調達する場合の金利に比して半分以下であり、当社にとって有利な金利条件となっていることと、株式会社フィスコにおける株主の利益最大化責務との平仄をとったためです。

当社は、株式会社フィスコとの間で、10回にわたって、転換価額のディスカウントを低減する交渉を行いました。分割会社への対価支払日である1月末日に近い日程で資金を確保しなければ、本吸収分割契約に基づく対価の支払後の運転資金に不都合が生じ、事業活動に制約を受ける可能性が出てきたことから、転換価額の大幅なディスカウントを容認しました。

続いて、本新株予約権の発行価額は、発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。

今回、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）による算定の結果として、基準となる当社株価690円（直近取引日（平成26年1月21日））、転換価額622円、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）73.74%（平成22年12月～平成25年12月の月次末株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間3年、リスクフリーレート0.118%（2016年12月20日償還の国債レート〔日本証券業協会の売買参考統計値における中期国債102（5年）〕）、配当率0%、任意繰上償還条項、株式への転換の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき1,651,224円との算定結果を得ております。

なお、当社は、直前取引日の前日である平成26年1月20日に、「平成25年11月期決算短信〔日本基準〕（連結）」と「平成25年11月期通期連結業績予想値と決算値との差異及び営業外収益（為替差益）計上に関するお知らせ」を公表しています。

本新株予約権付社債の繰上償還条項を採用した理由に関して

今回は、当社の今後の事業価値の増大を予想し、発行体である当社による本新株予約権付社債の繰上償還条項に規定する当社の任意取得条項（以下「取得条項」といいます。）を付加したのが特徴であります。取得条項の考え方として、計算された代替資金調達コスト（下記iiをご参照下さい）に基づき、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、当社が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。例として、業績の回復などの理由により株価が上昇し、別の有利な資金調達が実行できた場合、取得条項を発動することを一般的に想定しております。

また、本新株予約権の公正価値の算定において、株価が845円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて本新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

一方、取得条項を設けることは、割当先である株式会社フィスコにとっては、株価上昇に伴い本新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず当社の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からのデメリットであり、転換価額を異にするオプションを付与していることと同一であり、本新株予約権の価格を減価する要因となります。

モンテカルロ・シミュレーションの算定前提条件に関して

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

- i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平

成 29 年 2 月 6 日) に時価が転換価額以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

ii. 本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が転換価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは 35.85% (修正 CAPM により算定した株主資本コスト 9.93% に当社の想定格付けから推定した信用コスト分 25.92% を加えた数値) としており、取得条項を発動する株価水準は、転換価額 622 円に代替資金調達コスト分 223 円 (差額) を加えた 845 円 (転換価額 622 円 × (代替資金調達コスト 35.85% + 100%) : 少数点以下切上げ) としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

なお取得条項を発動する場合、額面金額と同額での本新株予約権付社債の取得が可能としております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い転換価額で新株を発行することによる、1 株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

転換後の株価 = (転換時株価 × 発行済株式総数 + 転換価額 × 転換による発行株式数) / (発行済株式総数 + 転換による発行株式数)

なお取得条項の発動時の株価水準である 845 円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が 833 円に低下するとの前提としております。

転換後の株価 = (845 円 × 11,630,800 株 + 622 円 × 643,000 株) / (11,630,800 株 + 643,000 株) = 833 円

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 510 株 (平成 23 年 1 月 22 日から平成 26 年 1 月 21 日までの日次売買高の中央値である 5,100 株の 10%) づつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10% という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 25% ルール (自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 25% を上限とする規制) を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 25% のうち平均してその 40% ~ 50% 程度の自己株式の取引が市場でなされると想定しております。また当社では過去において当該自己株式の取引はなく、また将来においても自己株式の取引の予定はありませんが、その当該前提条件の水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また本新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10% という数値を採用したことは妥当であると考えております。

有利発行に該当しないと判断した理由及び過程に関して

本新株予約権の発行の条件に関しては、公刊物に掲載された裁判所判例等事例により、発行時点における本新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された本新株予約権の払込金額とを比較し検討を行っております。つまり当社は本新株予約権により当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断致しました。なお実質的な対価は、本社債の券面総額 400 百万円に対する 3 年の利息相当額は 36,000,000 円程度 (利息相当額 = 400,000,000 円 × (当社の長期借入金平均利率 3% × 3 年)) であり、本新株予約権の公正価値である 18,604,896 円 (本新株予約権の 1 個当たり公正価値 1,651,224 円 × 4 個 + 本新株予約権付社債金利 (12,000,000 円)) を上回る水準であります。

当社取締役会では、今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢などを統一的に考慮するとともに、本第三者割当増資等の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役会に出席した取締役全員の賛成により転換社債型新株予約権付社債の発行につき決議致しました。当社監査役全員からも、本新株予約権の発行価額は第三者機関が算定した結果に基づき決定していること及び行使価額を含む発行条件並びに算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから、本新株予約権付社債の発行価額が、有利発行には該当しない旨が示されております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が全て転換された場合に発行される当社普通株式の数は 12,273,800 株（議決権の数は 122,734 個）です。また本件は発行決議日現在の当社の発行済株式総数 11,630,800 株（議決権の総数は 116,304 個）に対して 5.53%の割合（議決権の総数に対する割合は 5.53%）で希薄化が生じ、発行決議日から過去 6 か月間の第三者割当増資（発行される当社普通株式の数は 349,000 株（議決権の数は 3,490 個））と通算すると、発行決議日現在の当社の発行済株式総数 11,630,800 株（議決権の総数は 116,304 個）に対して 8.53%の割合（議決権の総数に対する割合は 8.53%）で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株予約権付社債の発行、当社の企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当増資の規模及び希薄化の程度は合理的な水準であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 商号	株式会社フィスコ		
② 本店所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目 18 番 15 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 狩野 仁志		
④ 事業内容	情報サービス事業、コンサルティング事業、インターネット旅行事業		
⑤ 資本金の額	1,208 百万円		
⑥ 設立年月日	平成 7 年 5 月 15 日		
⑦ 発行済株式数	7,365,200 株		
⑧ 事業年度の末日	12 月 31 日		
⑨ 従業員数	68 名（平成 23 年 12 月期）		
⑩ 主要取引先	㈱QUICK、トムソン・ロイター・マーケッツ㈱、ヤフー㈱		
⑪ 主要取引銀行	㈱三井住友銀行、㈱りそな銀行、㈱三菱東京 UFJ 銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	シークェッジ インベストメント インターナショナル リミテッド [※] 54.5% バンク オブ イースト アジア ファイナンス リミテッド [※] 4.2% 三木茂 3.4%		
⑬ 当社との関係等	資本関係	当社の親会社であります。	
	取引関係	当社は同社への貸付実績 150 百万円があります。	
	人的関係	同社の取締役 2 名が当社取締役を兼務し、同社の取締役 2 名が当社監査役を兼務しております。なお、当社代表取締役が株式会社フィスコの完全子会社である株式会社フィスコ・キャピタルの代表取締役を兼務しております。	
	関連当事者の概要状況	関連当事者に該当いたします。	
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態（連結）	（単位：百万円）		
	平成 22 年 12 月	平成 23 年 12 月	平成 24 年 12 月
純資産	1,347	1,491	2,510
総資産	1,493	1,879	4,255
1 株当たり純資産（円）	18,456.46	20,216.46	26,546.24
売上高	881	1,125	4,041
営業利益	△45	5	213
経常利益	△29	10	425
当期純利益	14	139	477
1 株当たり当期純利益	225.31	1,971.25	6,138.63

1株当たり配当金(円)	—	—	—
-------------	---	---	---

(2) 割当予定先を選定した理由

3頁に記載のとおり、吸収分割決議前より、自己資金に加え、金融機関からの借入れ等を検討し、吸収分割決議の前後を通じ、株式会社フィスコ及び金融機関に対し間接金融による融資等を打診してまいりましたが、株式会社フィスコ及び金融機関からの借入れはできなかつたため、また、株式会社フィスコ以外の転換社債型新株予約権付社債の発行は金利条件が劣後するため、株式会社フィスコに対する転換社債型新株予約権付社債の発行を選択しました。

なお、株式会社フィスコにつきましては、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する基本的な考え方を株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、同社、同社役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先の株式会社フィスコは、当社の親会社として、戦略的パートナーであることから、当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しております。従いまして、株式への転換後も安定株主として長期保有方針であることを確認しております。

(4) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は東京証券取引所の上場企業であり、直近の財務諸表における売上高、当期利益、純資産額等から支払余力は十分にあると考えております。また、割当先から払込みに際して必要な資金を確保している旨の報告を受けております。

7. 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
株式会社フィスコ	大阪府岸和田市 荒木町二丁目18 番15号	4,078,300	35.07	4,721,300	38.47
株式会社ダイヤモンドエージェンシー	東京都港区南青山五丁目4番30号	3,000,000	25.79	3,000,000	24.44
株式会社インデックス	東京都世田谷区太子堂4丁目1-1	1,792,700	15.41	1,792,700	14.61
株式会社エイビット・ホールディングス	東京都八王子市南町3-10	349,000	3.00	349,000	2.84
株式会社ジェイサイト	東京都中央区日本橋1丁目21-4	320,500	2.76	320,500	2.61
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	263,400	2.26	263,400	2.15

森本 友則	東京都世田谷区	181,500	1.56	181,500	1.48
丸谷商事株式会社	東京都中央区日本橋1丁目21-4	78,000	0.67	78,000	0.64
栗生 典子	東京都目黒区	57,100	0.49	57,100	0.47
山道 誉弘	横浜市港北区	49,300	0.42	49,300	0.40
計	—	10,169,800	87.44	10,812,800	88.10

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成25年11月30日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。
 2. 平成25年11月30日現在の発行済株式総数は11,630,800株であります。
 3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。
 4. 募集後の持株比率は、本新株予約権付社債の転換価額622円で全て転換された場合の潜在株式数643,000株を平成25年11月30日現在の発行済株式総数11,630,800株に 加えた株式数に対する割合です。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資による平成26年11月期の当社業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、今後影響を与える事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式発行は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見書入手及び意思確認手続きは要しません。

10. 支配株主との取引に関する事項

本新株予約権付社債の割当は支配株主との取引等に該当します。

当社は平成25年3月15日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において「支配株主との取引については、各取引における市場状況等を把握し当該市場等の客観的な情報をもとに、一般的な取引条件と同様に合理的な決定がなされており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。」と記載しております。

「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」への本第三者割当増資の適合状況は、以下のとおりです。

当社は、割当予定先との間において、当社の自由な事業活動を阻害されるような状況にはなく、本件は当社の事業成長性に鑑みて転換社債型新株予約権付社債の付与を実施するものであり、独立性が確保されていると認識しております。また、割当予定先との取引については、他の取引先との取引と同様の基準に基づき適正に意思決定を行っており、経営の独立性を確保しております。

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関しまして、「5. 発行条件等の合理性」
 「(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容」にて前述のとおり、当社は、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）に本新株予約権付社債の株式価値の算定を依頼し、同機関より取得した本新株予約権付社債の株式価値算定書の結果等を踏まえて、本新株予約権付社債の払込金額を決定しており、本新株予約権付社債の取引

条件は合理的かつ公正であると考えております。加えて、当社の取締役会において、独立役員である社外取締役1名を含む出席取締役全員の賛同を得て決議しております。

なお、当社の取締役である石原直樹氏は、割当予定先の子会社の代表取締役を兼任しているため、利益相反となり得る立場にあることに鑑みて、本新株予約権付社債の発行に係る決議には参加しておりません。したがって、本新株予約権付社債の発行は、上記「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと考えております。なお、本新株予約権付社債の発行は、上場会社が支配株主との間で重要な取引等を行うことについての決定をする場合に該当しますので、東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2に基づき、当社の支配株主である割当予定先と利害関係を有しない独立役員である中道賢一氏より、平成26年1月22日開催の取締役会にて当社が本新株予約権付社債を行うことについての決定は、①株式会社SJIとの吸収分割会社の対価の支払後の運転資金の枯渇が懸念されることから緊急性が認められるものであること、②本新株予約権付社債の発行の目的が当社の企業価値向上を目指すものであって正当であると認められること、③本新株予約権付社債の内容は当社少数株主の利益に配慮したものであり、かつ、本新株予約権付社債の発行価額は当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関の算定結果に照らし不当と認められる事情はなく、本新株予約権付社債の取引条件は公正な内容であると認められること、及び④本新株予約権付社債の手続に関しては、当社と割当予定先との間の協議・交渉過程において特段不合理な点は認められず、当社における意思決定過程についても利益相反となり得る立場にある者を審議及び決議に参加させず利益相反を回避するための措置が取られており、本新株予約権付社債の発行は、当社の事業拡大に寄与するものであることを鑑みると、当社少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を述べております。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成24年7月期	平成24年11月期	平成25年11月期
連結売上高	3,809百万円	1,864百万円	4,948百万円
連結営業利益	△270百万円	95百万円	259百万円
連結経常利益	△341百万円	93百万円	487百万円
連結当期純利益	△632百万円	86百万円	430百万円
1株当たり連結当期純利益	△16,225円	9.77円	39.79円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	11,388円	123.84円	212.57円

(注) 平成24年11月期は、決算期変更により平成24年8月1日から平成24年11月30日までの4ヶ月間となっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年11月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,630,800株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0株	0.00%

(3) 最近の株価の状況

(i) 最近3年間の状況

	平成24年7月期	平成24年11月期	平成25年11月期
始 値	36,650円	23,500円	188円
高 値	61,000円	26,500円	1,037円
安 値	21,660円	17,600円	186円
終 値	23,300円	18,940円	713円

(注) 平成 24 年 11 月期は、決算期変更により平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日までの 4 ヶ月間となっております。

(ii) 最近 6 ヶ月間の状況

	平成 25 年 7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
始 値	355 円	476 円	485 円	765 円	816 円	713 円
高 値	472 円	529 円	795 円	1,037 円	887 円	760 円
安 値	353 円	416 円	472 円	740 円	660 円	550 円
終 値	460 円	487 円	770 円	831 円	713 円	650 円

(iii) 発行決議日の前営業日における株価

	平成 26 年 1 月 21 日
始 値	760 円
高 値	760 円
安 値	681 円
終 値	690 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	平成 24 年 7 月 4 日
調達資金の額	99,990,800 円
発行価格	1 株につき 23,450 円
募集時における発行済株式数	36,782 株
当該募集による発行済株式数	4,264 株
募集後における発行済株式総数	41,046 株
割当先	株式会社アイキューブ
発行時における当初の資金使途	中国子会社設立費用
発行時における支出予定時期	平成 24 年 7 月～平成 26 年 7 月
現時点における充当状況	中国子会社設立費用に充当しております。

・第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成 24 年 7 月 4 日
調達資金の額	540,000,000 円
転換価額	23,450 円
新株予約権の総数	6 個
募集時における発行済株式数	36,782 株
当該募集による発行済株式数	0 株
募集後における発行済株式総数	36,782 株
割当先	株式会社フィスコ
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額 (23,450 円) における潜在株式数 23,027 株
現時点における転換状況 (行使状況)	転換済株式数 (行使済株式数) 23,027 株
発行時における当初の資金使途	株式会社フィスコが有する当社に対する全債権 (金銭債権と営業債権の一部) の弁済
発行時における支出予定時期	転換時

現時点における資金の充当状況	当社の債務と相殺いたしました。
----------------	-----------------

・第三者割当増資

払込期日	平成 25 年 2 月 8 日
資金調達額	609,963,860 円
発行価格	1 株につき 25,660 円
募集時における発行済株式数	88,447 株
当該募集による発行株式数	23,771 株
募集後における発行済株式総数	112,218 株
割当先	株式会社フィスコ (23,382 株) 株式会社ケーエスピーホールディングス (389 株)
発行時における当初の資金用途	法人向けM2Mモジュール製品開発費用、コンシューマ向け音声端末機器及びルーター等の開発費用。
発行時における支出予定時期	平成 25 年 2 月～平成 26 年 1 月
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金用途に充当しました。

・第三者割当増資

払込期日	平成 25 年 11 月 18 日
資金調達額	302,932,000 円
発行価格	1 株につき 868 円
募集時における発行済株式数	11,281,800 株
当該募集による発行株式数	349,000 株
募集後における発行済株式総数	11,630,800 株
割当先	株式会社エイビット・ホールディングス
発行時における当初の資金用途	M2Mモジュール製品の開発費用
発行時における支出予定時期	平成 25 年 11 月～平成 26 年 10 月
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金用途に一部充当しました。

株式会社ネクス第3回転換社債型新株予約権付社債発行要項

銘柄	株式会社ネクス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額 (円)	金 400,000,000円
各社債の金額 (円)	金 100,000,000円
発行価額の総額 (円)	金 400,000,000円
発行価格 (円)	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率 (%)	年率 1 %
利払日	償還日
利息支払の方法	1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う 2. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

	<p>4. 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>5. 本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。</p> <p>6. 利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。</p>
償還期限	平成29年2月6日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元本は、平成29年2月6日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 繰上償還 当社は、発行日の翌日以降いつでも（以下、当社の指定する償還日を「任意償還日」という。）において、5営業日以上10営業日以内に本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、任意償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、株式会社フィスコに400,000,000円（額面100,000,000円の本社債4個）を割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成26年2月7日
申込取扱場所	東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクス経営企画部
払込期日	平成26年2月7日（金）
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	該当事項はありません。
財務上の特約 （その他の条項）	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ネクス普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端

	<p>数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は当初金622円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{1株当たりの払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 ② 当社の普通株式の株式分割等（当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう）をする場合 ③ 時価を下回る価額を持って当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額ともって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額ともって当社の普通株式を交付する場合 ⑤ 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合 ⑥ 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 400,000,000 円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成26年2月6日から平成29年2月5日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。但し、当社が本社債を繰上償還した場合は償還日の全営業日まで、期限の利益を喪失したときまで当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクス経営企画部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都新宿区四谷3丁目3番1号 みずほ銀行四谷支店（当座預金）
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	_____
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計4個の新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使

請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。

- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
 - (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。
- 3 株式の交付方法
- 当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

以 上